

令和2年4月

お客さま各位

新宮信用金庫

「インターネットバンキングサービス規定」の改定ならびに電子化のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年4月の民法改正を踏まえ、「インターネットバンキングサービス規定」の一部条項を改定いたします。

また、紙資源の節減による環境に配慮した取組等の一環として、規定を電子化してホームページに掲載いたします。

当金庫ホームページで最新の規定をご確認いただけることから、誠に勝手ではございますが、当金庫窓口での「インターネットバンキングサービス規定」の配布を終了いたしますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、改定後の「インターネットバンキングサービス規定」は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

記

1. 改定する規定

インターネットバンキングサービス規定

2. 改定内容

「規定の変更」条項の新設を行います。

3. 改定日

令和2年5月20日

規定の改定内容等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。

【 インターネットバンキングサービス規定 】

(規定の変更) <新設>

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上